

科学技術システム改革の主な論点

基本計画中の項目	主 な 論 点
<p>1. 研究開発システムの改革</p> <p>(1) 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築</p> <p style="padding-left: 20px;">競争的な研究開発環境の整備</p> <p>(a) 競争的資金の拡充</p> <p>(b) 間接経費</p> <p>(c) 基盤的経費の取扱い</p> <p style="padding-left: 20px;">任期制の広範な普及等による人材の流動性の向上</p> <p style="padding-left: 20px;">若手研究者の自立性の向上</p> <p style="padding-left: 20px;">制度の弾力的・効果的・効率的運用</p> <p>(a) 研究開発の特性を踏まえた予算執行の柔軟性・効率性の確保</p>	<p>競争的資金の倍増</p> <p>研究者個人が評価され得るような研究費制度・運用の改善</p> <p>必要かつ十分な研究費の確保と3～5年程度の研究期間の重視</p> <p>中間評価と事後評価の適切な実施とその結果の運用への反映</p> <p>評価過程等の提案者への開示</p> <p>評価体制の整備</p> <p>研究の進捗状況等のデータベースの整備</p> <p>多くの研究者の応募を可能とする運用の徹底</p> <p>個人配分の際の経理の機関処理</p> <p>各府省の持つ競争的資金のプラットフォーム・制度の統合・整理</p> <p>競争的資金を獲得した研究者の属する研究機関への間接経費の配分と使用結果の報告</p> <p>間接経費還元のための国立学校特別会計の仕組み整備</p> <p>教育研究基盤校費及び研究員当積算庁費の在り方の検討</p> <p>任期制及び公募の適用方針を明示した計画の作成と研究機関の評価への反映</p> <p>若手育成型任期付任用の任期の見直しと業績等に応じた処遇改善</p> <p>教員の業績等を反映した処遇の改善方策の検討</p> <p>ポストドクターや若手研究者の行政、企業等への派遣促進</p> <p>助教授・助手の位置付けの見直し</p> <p>研究支援体制の充実等総合的取組の推進</p> <p>研究スペースの確保</p> <p>競争的資金の若手研究者への重点的拡充と申請奨励</p> <p>表彰等の充実</p> <p>ポストドクター制度等の質的充実とその効果の評価</p> <p>繰越明許費の活用</p> <p>会計事務の効率化等による年度当初からの資金使用</p>

<p>保</p> <p>(b)勤務形態等の弾力化</p> <p>人材の活用と多様なキャリア・パスの開拓</p> <p>(a)優れた外国人の活躍の機会の拡大</p> <p>(b)女性研究者の環境改善</p> <p>(c)多様なキャリア・パスの開拓</p> <p>創造的な研究開発システムの実現</p>	<p>独立行政法人研究機関における裁量労働制の活用を期待 自己啓発等のための休業制度の検討</p> <p>日本で成果を上げた若手外国人研究者の能力に見合う処遇 競争的資金への英語申請を可能にする等外国人研究者が同等に 競争できる環境の整備</p> <p>女性の研究者への採用機会等の確保及び勤務環境の充実促進 在宅活動の支援、期間を限ったポストや研究費の手当等出産後 の復帰促進方法の整備</p> <p>競争的資金配分機関における研究経験のある人材の雇用促進等 行政機関等における採用の機会拡大 民間における博士課程修了者やポストドクター経験者等の採用促進</p> <p>柔軟かつ機動的なマネジメントによる国際的に一流の研究開発拠点 の構築</p>
<p>(2)主要な研究機関における研究開発の推進と改革</p> <p>大学等</p> <p>(a)国立大学等</p> <p>(b)私立大学</p>	<p>学長等のリーダーシップによる自律的運営を行うための改革の推進 卓越した大学院の重点整備等</p> <p>重点的配分を基調とした助成の充実 多様な民間資金の導入を促進するための所要の条件整備</p>
<p>国立試験研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人研究機関等</p>	<p>国立試験研究機関、独立行政法人研究機関、特殊法人研究機関等による国家的ニーズ・社会的ニーズを踏まえた研究等の実施と大学、産業界との連携強化</p> <p>地域の公的研究機関の研究成果の技術移転の促進と成果の企業化等に向けた取組の強化</p> <p>独立行政法人に移行する研究機関における法人の長の裁量拡大、研究資金の柔軟かつ弾力的な運用、外部資金の獲得、研究系の職員等の選考採用、研究休職に係る手続の簡素化、任期付研究員制度における採用手続きの簡素化等</p>
<p>民間企業</p> <p>(a)民間の研究開発の促進</p>	<p>研究開発活動促進に資する税制措置、リスク軽減のための技術開発制度の積極的活用</p>

<p>(b)研究人材の流動化への対応</p> <p>2.産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革</p> <p>(1)産学官連携の強化のための情報流通・人材交流の仕組みの改革</p> <p>(2)公的研究機関から産業への技術移転の環境整備</p> <p>(a)技術移転に向けた公的研究機関における取組の促進</p> <p>(b)公的研究機関が保有する特許等の機関管理の促進</p> <p>(3)公的研究機関の研究成果を活用した事業化の促進</p> <p>(4)ハイテクベンチャー企業活性化のための環境整備</p>	<p>経済発展の基盤となる技術の研究開発を促進する制度の見直し 産業活力再生特別措置法を適用した特許権等の成果の受託者への帰属促進等 政府調達、社会的規制等の適切かつ効果的活用</p> <p>民間における博士課程修了者やポスドク-経験者等の採用促進（再掲）</p> <p>産業界の積極的なニーズの提案と公的研究機関のそれを踏まえた研究開発の推進 公的研究機関における研究情報及び人材情報を提供するデータベースの充実 産業界等からの人材の積極的登用、交流の場の創出、産学官連携を促進する人材の養成・確保 産業界が分かりやすく利用しやすい委託・共同研究の実施体制、費用の算定、成果報告等 産業界提供の研究資金についても研究実施機関に間接経費全額還元 競争的資金の課題選定や評価における産業界の人材の参画拡大等 国際的な標準化戦略を意識した産学官連携プロジェクトの推進</p> <p>大学の共同研究センターの機能向上、技術移転機関の活用促進等 産学官連携の実績の評価基準化</p> <p>研究機関における特許等の取得、管理、展開の機能の整備と技術移転機関における支援活動の促進 実施料収入から個人への十分な還元が行えるよう制度整備 公的研究機関における海外での特許化の促進</p> <p>公的研究機関の研究成果について関与した企業やTLOへの随意契約による譲渡、TLOへの延べ払いでの譲渡契約の実施等による事業化促進 民間企業等の役員等への兼業制度及び休職制度等の積極的活用と国による兼業許可の円滑な運用</p> <p>大学における起業家等を招いた授業科目の開設 専門大学院の充実と大学院における資金調達等実践的能力の向上 地域の公的研究機関を地域のベンチャー企業に対しより開かれたも</p>
---	---

<p>3. 地域における科学技術振興のための環境整備</p> <p>(1) 地域における「知的クラスター」の形成</p> <p>(2) 地域における科学技術施策の円滑な展開</p> <p>4. 優れた科学技術関係人材の養成とそのための科学技術に関する教育の改革</p> <p>(1) 研究者・技術者の養成と大学等の改革</p> <p>(a) 大学院</p> <p>(b) 大学学部・短期大学</p> <p>(c) 高等専門学校・専修学校</p> <p>(d) 高等学校</p> <p>(2) 技術者の養成・確保</p> <p>5. 科学技術活動についての社会とのファン礼の構築</p> <p>(1) 科学技術に関する学習の振興</p> <p>(2) 社会とのファン礼の構築</p> <p>6 科学技術に関する倫理と社</p>	<p>のとする。</p> <p>中小企業技術革新制度の積極的活用</p> <p>ストックオプション制度や株式制度等の企業法制の見直し、倒産法制の見直し等</p> <p>知的クラスター形成のための研究開発活動の推進、人材の養成・確保、技術移転機能の充実等</p> <p>「目利き」などの人材の養成・確保、コーディネート機能の強化等</p> <p>連携大学院制度の活用、資源の重点的配分、実践的教育を行う大学院の研究科・専攻の整備等</p> <p>博士課程学生への研究者養成の観点からの支援や奨学金の充実等</p> <p>教養教育の充実と基礎・基本を重視した専門教育</p> <p>高等専門学校における教育内容の充実等、専修学校における教育内容の高度化等</p> <p>理科等の教育内容の充実、産業教育の振興</p> <p>アップデート・システムの導入、技術マネジメント教育の確立等</p> <p>技術者資格制度の普及拡大と活用促進</p> <p>APEC 域内等国際的相互承認の具体化の推進</p> <p>学協会、大学等における継続的教育の充実</p> <p>初等中等教育における教員研修の充実、社会人講師の活用等</p> <p>大学における教育内容の充実</p> <p>社会教育における学習機会の拡充等</p> <p>研究機関の公開や博物館・科学館等の機能発揮</p> <p>メディア等による科学技術をわかりやすく伝える機会の拡充等</p> <p>地域住民にわかりやすく解説等する人材の養成・確保等</p> <p>研究者の意識改革</p>
--	---

<p>会的責任</p> <p>(2)研究者・技術者の倫理</p> <p>(3)説明責任とリスク管理</p> <p>7. 科学技術振興のための基盤の整備</p> <p>(1)施設・設備の計画的・重点的整備</p> <p>(a)大学、国立試験研究機関等の施設の整備</p> <p>(b)大学、国立試験研究機関等の設備の整備</p> <p>(c)私立大学等の施設・設備の整備</p> <p>(2)研究支援の充実</p> <p>(3)知的基盤の整備</p> <p>(4)知的財産権制度の充実と標準化への積極的対応</p> <p>(5)研究情報基盤の整備</p>	<p>研究者等における科学技術の利用等を適切に行う意識の醸成 学協会等に倫理に関するガイドラインの策定等を要請 高等教育における教育内容の充実等</p> <p>国民と研究者等との双方向のコミュニケーションの充実 研究者等の一般の人々に対する説明能力向上のための研修実施 科学技術活動に伴うリスクの影響評価、適切な管理等</p> <p>国立大学等の施設整備計画の策定 施設利用の弾力化、既存施設の活性化の推進等 研究交流促進法を活用した外部機関による整備の促進</p> <p>共同利用を前提とする先導的設備の重点的整備等</p> <p>社会的要請の強い研究プロジェクト推進のための研究施設・設備の整備に対する補助の充実等</p> <p>労働者派遣事業の活用、専門的業務の外部化等 競争的資金獲得に伴う間接経費の活用、特殊法人による人員提供等</p> <p>4 領域につき 2010 年を目途に世界最高水準を目指し整備促進 所在情報等の提供や利用者のニーズが整備に反映される仕組みの構築等 計量標準等の整備に係る国際的取組への主導的参画 データや知見の提供と利用に関する知的財産権その他の法的問題に関する基本的ルール整備 知的基盤整備への取組を評価の観点の一つとして位置付け</p> <p>国際的に通用する専門サービスの提供促進、紛争処理機能の強化 日米欧における共同先行技術調査・審査等に関する協力促進、アジア諸国への支援等 国際標準化活動への積極的寄与と国際ルール整備への積極的貢献等 標準化を意識した研究開発の実施等</p> <p>研究ネットワークの計画的な整備等 研究開発情報のデータベース化等</p>
--	---

<p>(6)ものづくりの基盤の整備</p>	<p>表彰制度の創設の検討等による人材の養成・確保、新たな生産システムの構築、設計・製造プロセスに係る要素技術、過去の事例等の情報の蓄積等</p>
<p>(7)学協会の活動の促進</p>	<p>学協会の積極的支援、非営利民間団体の活動拡大の環境整備</p>